

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百七十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

名	目	後	名	目	編
別表			別表		
I (略)			I (略)		
II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)			II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)		
)及びその材料価格)及びその材料価格		
001~006	(略)		001~006	(略)	
007	血管内超音波プローブ		007	血管内超音波プローブ	
	(1)・(2) (略)			(1)・(2) (略)	
	<u>(3) 近赤外線分光法機能付き</u>	<u>132,000 円</u>		<u>(新設)</u>	
008~230	(略)		008~230	(略)	
231	消化器用瘻孔形成補綴材留置システム	502,000 円		(新設)	
232	鉍物由来非吸収性局所止血材	1g 当たり 2,640 円		(新設)	
III~V (略)			III~V (略)		
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		
001	(略)		001	(略)	
002	歯科製造用14カラット金合金インレ 一用 (J I S 適合品)	1g <u>11,763円</u>	002	歯科製造用14カラット金合金インレ 一用 (J I S 適合品)	1g <u>11,136円</u>
003	歯科製造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)	1g <u>10,454円</u>	003	歯科製造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)	1g <u>9,827円</u>
004	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金 58.33%以上)	1g <u>10,549円</u>	004	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金 58.33%以上)	1g <u>9,922円</u>
005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1g <u>10,538円</u>	005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1g <u>9,911円</u>
006	歯科製造用金銀パラジウム合金 (金 12%以上 J I S 適合品)	1g <u>3,299円</u>	006	歯科製造用金銀パラジウム合金 (金 12%以上 J I S 適合品)	1g <u>3,230円</u>
007~009	(略)		007~009	(略)	

010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S適合品)	1 g	<u>4,901円</u>	010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S適合品)	1 g	<u>4,785円</u>
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上イオンジウム5%未満 J I S適合品)	1 g	<u>187円</u>	011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上イオンジウム5%未満 J I S適合品)	1 g	<u>185円</u>
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上イオンジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>212円</u>	012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上イオンジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>210円</u>
013	歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	<u>250円</u>	013	歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	<u>249円</u>
014~069	(略)			014~069	(略)		
VII~IX	(略)			VII~IX	(略)		